建築物環境衛生管理事業 登録基準

登録業種 （1～8号）	物的要件 機械器具	物的要件 設備	人的要件 監督者等	人的要件 従事者	その他の要件
建築物清掃業 （1号）	1. 真空掃除機　2. 床みがき機	―	＜清掃作業監督者＞　次のいずれかに該当する者 ◆ ビルクリーニング技能審査合格者であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する清掃作業監督者（再）講習会を修了した者 ◆ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する清掃作業監督者（再）講習会を修了した者	従事者は、年1回以上、研修を修了したものであること。	作業の方法および作業を行うための機械器具その他の設備の維持管理の方法が**厚生労働大臣が告示で定める基準に適合**していること。
建築物空気環境測定業 （2号）	1. 浮遊粉じん測定機器　2. 一酸化炭素測定機器　3. 二酸化炭素測定機器 4. 温度計　5. 湿度計　6. 風速計 7. 空気環境の測定に必要な器具	―	＜空気環境測定実施者＞　次のいずれかに該当する者 ◆ 厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する空気環境測定実施者（再）講習会を修了した者 ◆ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 （ただし、2回目以降の登録の場合には再講習会を修了した者）		
建築物空気調和用 ダクト清掃業 （3号）	1. 電気ドリル　2. シャー 又は ニブラ 3. 内視鏡（写真を撮影することができるものに限る） 4. 電子天びん 又は 化学天びん　5. コンプレッサー 6. 集じん機　7. 真空掃除機	―	＜ダクト清掃作業監督者＞　次のいずれかに該当する者 ◆ 厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施するダクト清掃作業監督者（再）講習会を修了した者 ◆ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 （ただし、2回目以降の登録の場合には再講習会を修了した者）	従事者は、年1回以上、研修を修了したものであること。	
建築物飲料水 水質検査業 （4号）	1. 高圧蒸気滅菌器　2. 恒温器 3. 右記3機器のうち1つ（フレームレス―原子吸光光度計／誘導結合プラズマ発光分光分析装置／誘導結合プラズマ―質量分析装置） 4. イオンクロマトグラフ　5. 乾燥器　6. 全有機炭素定量装置 7. pH計　8. 分光光度計 又は 光電光度計 9. ガスクロマトグラフ―質量分析計　10. 電子天びん 又は 化学天びん	水質検査を適確に行うことのできる検査室	＜水質検査実施者＞　次のいずれかに該当する者 ◆ 学校教育法に基づく大学等において理学等の課程を修め卒業後、実務経験1年以上の者 ◆ 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、実務経験1年以上の者 ◆ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物または工業化学の課程を修めて卒業した後、実務経験2年以上の者 ◆ 技術士（水道部門もしくは衛生工学部門に限る）		
建築物飲料水 貯水槽清掃業 （5号）	1. 揚水ポンプ　2. 高圧洗浄機　3. 残水処理機 4. 換気ファン　5. 防水型照明器具　6. 色度計、濁度計 7. 残留塩素測定器 ※以上の機器は飲料水貯水槽の清掃に専用のものに限る	機械器具等を適切に保管できる専用の保管庫	＜貯水槽清掃作業監督者＞　次のいずれかに該当する者 ◆ 厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する貯水槽清掃作業監督者（再）講習会を修了した者 ◆ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 （ただし、2回目以降の登録の場合には再講習会を修了した者）	従事者は、年1回以上、研修を修了したものであること。	
建築物排水管 清掃業 （6号）	1. 内視鏡（右記要件を満たすものに限る）（ケーブルの長さが15m程度以上 写真を撮影することができる） 2. 高圧洗浄機　3. 高圧ホース　4. 洗浄ノズル 5. ワイヤ式管清掃機　6. 空圧式管清掃機　7. 排水ポンプ 8. 機械器具等を適切に保管できる保管庫 ※以上の機器は排水管の清掃に専用のものに限る	機械器具等を適切に保管できる専用の保管庫	＜排水管清掃作業監督者＞　次のいずれかに該当する者 ◆ 厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する排水管清掃作業監督者（再）講習会を修了した者 ◆ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 （ただし、2回目以降の登録の場合には再講習会を修了した者）	従事者は、年1回以上、研修を修了したものであること。	
建築物ねずみ 昆虫等防除業 （7号）	1. 照明器具　2. 調査用トラップ　3. 実体顕微鏡 4. 毒じ皿　5. 毒じ箱　6. 捕そ器 7. 噴霧機　8. 散粉機　9. 真空掃除機 10. 防毒マスク　11. 消火器	機械器具等を適切に保管できる専用の保管庫	＜防除作業監督者＞ ◆ 厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する防除作業監督者（再）講習会を修了した者	従事者は、年1回以上、研修を修了したものであること。	
建築物環境衛生 総合管理業 （8号）	1. 真空掃除機　2. 床みがき機 3. 浮遊粉じん測定機器　4. 一酸化炭素測定機器　5. 二酸化炭素測定機器 6. 温度計　7. 湿度計　8. 風速計 9. 空気環境の測定に必要な器具 10. 残留塩素測定器	―	＜統括管理者＞ ◆ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する（再）講習会を修了した者 ＜清掃作業監督者＞ ◆ 建築物清掃業と同じ ＜空調給排水管理監督者＞　次のいずれかに該当する者 ◆ ビル設備管理技能士であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する 空調給排水管理監督者（再）講習会を修了した者 ◆ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する空調給排水管理監督者（再）講習会を修了した者 ＜空気環境測定実施者＞ ◆ 建築物空気環境測定業と同じ	＜清掃＞ 従事者は、年1回以上、研修を修了したものであること。 ＜空調給排水＞ 従事者は、年1回以上、研修を修了したものであること。	